

1 1 9 番通報の多様化に関する検討会開催要綱

(目的)

第 1 条 高齢化の進展や障がい者の社会参画の拡大等により、様々な状況における音声以外の緊急通報手段の需要が高まることが予想されることから、聴覚・言語機能障がい者等に対応した緊急通報について、いつでも全国どこからでも通報できる、音声によらない緊急通報技術を検討し、その手段を確立することを目的として、1 1 9 番通報の多様化に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討会)

第 2 条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び消防機関等のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故等がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 座長は必要に応じ、検討会に委員以外の関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 7 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 8 委員に聴覚・言語機能障がい者等がいる場合は、円滑な意思の疎通を図るため、情報保障を確保する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 4 条 検討会の運営は、消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室が行う。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。